

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年9月30日及び10月1日

(2) 本監査実施日 平成27年11月17日

3 監査結果の公表の日 平成28年1月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 需用費、使用料及び賃借料の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが3件、4,554,711円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	今後は、支払遅延等の再発防止を図るため、職員に対し会計規則及び関係法令の遵守の意識を「コンプライアンスの確立の日」などの機会を通じて徹底するほか、週末定例ミーティングなど機会あるごとに業務情報を共有し、職員が相互に業務の進捗状況を確認し合うなど、組織としてチェック体制の強化に努めることとした。 なお、今後、会計事務自己点検では「会計事務の遅れ」について当所の重点事項とし、点検を強化する。
イ 資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を提出しているものが2件、86,130円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	